

明 障 福 第 1 4 3 4 号
2021年(令和3年)12月15日

特定相談支援事業所
就労移行支援事業所
就労継続支援事業所 各位

明石市障害福祉課長

就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)の在宅支援について

平素は、障害福祉の推進にご協力いただき誠にありがとうございます。
さて、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定により就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)の在宅支援の要件が変更になりました。これに伴い、就労系サービスにおいて在宅利用の要件確認を『就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における在宅支援に係る届出書』で行います。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所各位におかれましては、以下の内容を十分ご留意の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

1. 変更内容

《利用者要件》

変更前	変更後
<u>通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者。</u>	<u>在宅でのサービス利用を希望する者であつて、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者。</u>

《事業所要件》

変更前	変更後
ア 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。 イ 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応を行	ア～エ 現行と同じ オ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は <u>電話・パソコン等のICT機器の活用により</u> 、評価等を1週間につき1回は行うこと。 カ 原則として月の利用日数のうち1日は <u>事</u>

<p>うこと。</p> <p>ウ 緊急時の対応ができること。</p> <p>エ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。</p> <p>オ 事業所職員の訪問又は利用者の通所により、評価等を1週間につき1回は行うこと。</p> <p>カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。</p> <p>キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。</p>	<p><u>業所職員による訪問又は利用者による通所</u>により、<u>在宅利用者の居宅又は事業所内</u>において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。</p> <p>キ 現行と同じ (その他)</p> <p>在宅と通所による支援を組み合わせることも可能。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 届出について

(1) 提出書類

『就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における在宅支援に係る届出書』

(2) 提出時期

サービス開始時及びサービス更新時

(3) 提出先

明石市 福祉局 生活支援室 障害福祉課 自立支援係

3. 記録の保管等について

・運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況(在宅利用者が実際に訓練している状況)及び支援状況(在宅利用者に訓練課題に係る説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等)の記録を保管すること。

・原則として毎月訓練目標に対する達成度の評価等を行い、記録を保管すること。

・記録については、本市の現地指導等において閲覧・提出等を求める場合があります。記録等の確認ができない場合は、介護報酬の返還等を求める場合があります。

・個別支援計画に基づき支援を適切に行うとともに、その効果について継続的な評価を実施すること。また、必要に応じて個別支援計画の変更を行うこと。

・在宅支援の状況を確認するために、事業所を訪問し、記録等の確認を行う予定です。

4. 受給者証の印字について

「在宅利用」についての印字は行いません。また、利用者が「在宅時生活支援サービス加算」の対象と考えられる場合は別途ご相談ください。

5. 新型コロナウイルス感染症に係る取り扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、在宅でのサービス利用を希望する利用者についての取り扱いについては、これまでどおり継続いたします。ただし、就労系サービスについて初回提出を求めている「在宅でのサービス提供計画書」につきましては、今後は本通知で示す「在宅支援に係る届出書」の様式をご使用ください。

6. 留意事項

- ・届出書の要件確認に一つでも当てはまらない項目がある場合は在宅支援はできません。
- ・電話、パソコン等のICT機器を使用する場合は、セキュリティ及び個人情報の取り扱いに十分留意してください。

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
明石市福祉局生活支援室障害福祉課自立支援係
担当：松井・星野・阿波田・上阪
電話 078-918-1344 FAX 078-918-5244